

◆【様式 2】長浜市人権施策推進基本計画 具体的な取り組みの状況

長浜市が推進する人権施策について、所管する部署が担当する個別の事業。

所管する部署が、行動計画に対して設定された目標に対して、5段階の事業評価を行う。

それぞれの事業の評価

- A 目標・予定を超える進捗～ほぼ達成
- B 目標の 70%以上
- C 目標の 50%以上
- D 目標の 50%未満
- E 実施せず

◆進捗状況確認後の取り扱い

A 目標・予定を超える進捗～ほぼ達成

B 目標の 70%以上

⇒⇒⇒継続して経過を観察する。

C 目標の50%以上

D 目標の50%未満

E 実施せず

⇒⇒⇒計画に対して十分な成果が得られていないということになるので、次のような手順で施策・取り組みを再検討する。

○ 目標等が達成できる見込みはあるか？

→ 施策・取り組み・目標等の変更を行わず、当面経過を観察する。

○ 目標等が過大ではないか？

→ 目標等の変更を行い、施策・取り組みは継続実施する。

○ 代替できる施策・取り組みはないか？

→ 施策・取り組み・目標等の変更を行う。